

留学生が卒業後に日本で就労するための主な在留資格について

外国人の日本での在留資格は、種類により発給の目的があります。その目的外のために在留することは認められません。

従って、企業に応募しても、その企業の業務内容に合致しない背景を持つ、あるいは、企業がサポートしようとしている在留資格の要件に合致しない留学生は、①内定が出ない、②内定が出てても在留資格を得られない、③在留資格に合わない業務をしていることが発覚した場合に処罰の対象となる、ことが考えられます。教職員は、留学生の就職支援をする際に、適当な在留資格を得られる求人を選択・応募できるよう心がける必要があります。留学生の卒業後の就労に係る3つの在留資格を、以下の通り紹介します。

I 技術・人文知識・国際業務(通称 技人国ビザ)

これは1種類の在留資格ですが「上陸基準省令」によりカテゴリー分けされます。

1. 技術カテゴリー 及び 2. 人文知識カテゴリー

- | | |
|------|---|
| 技術 | 主に、工学、理学、農学、薬学など理系科目と関わりのある職種
(エンジニア、機械工学、ゲーム開発、建築の設計など) |
| 人文知識 | 主に、芸術系を除いた文系科目(社会科学の分野も含まれる)と関わりのある職種
(経理、人事、総務、営業、コンサルティングなど) |

以下、ア、イのどちらかを満たすこと

- | | |
|--------|--|
| ア 学歴要件 | 従事しようとする業務について、これに必要な技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業またはこれと同等以上の教育を受けたこと。または、同様の技術・知識に関連する科目を専攻して日本の専修学校の専門課程を終了し、専門士や高度専門士の称号を取得したこと。 |
| イ 実務要件 | 当該予定する業務について10年以上の実務経験を有すること。 |

大学・大学院での専攻と業務内容の合致が重要。 大学・大学院は日本のものでなくてよいが、専門学校は海外のものは認められない。 日本語能力の要件は特はない。 10年の実務要件をクリアできる学生は少ないことを認識すべき。	雇用契約更新により在留期限上限なし 同在留資格で転職可 「所属機関に関する届出」が必要 配偶者・子の帯同可
--	--

3. 国際業務カテゴリー

- | | |
|------|--|
| 国際業務 | 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性・言語を必要とする業務
(通訳・翻訳、貿易業務、語学学校の講師、デザイナーなど) |
|------|--|

以下ア、イの両方を満たすこと

- | | |
|----------|---|
| ア 業務内容要件 | 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他、これらに類似する業務に従事すること |
| イ 実務要件 | 従事しようとする業務に関連する業務について、3年以上の実務経験を有すること。
ただし、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に係る業務に従事する場合は、実務要件は不要。 |

学歴要件ではなく、業務内容要件となっているところがポイント。 業務内容要件・実務要件の両方を満たすことを求められるが、 大卒者は語学力を使う業務で3年の実務要件は不要。 専攻内容でなく、母国語が何か、などが重要。 日本語能力の要件は特はない。	雇用契約更新により在留期限上限なし 同在留資格で転職可 「所属機関に関する届出」が必要 配偶者・子の帯同可
---	--

II 特定活動(本邦大学卒業者・通称46号ビザ)

日本の大学・大学院の卒業者が、そこで修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものです。「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務や製造業務等が主たる活動となるものは認められませんが、本制度においては、上記諸要件が満たされれば、これらの活動も可能です。

従事しようとする業務内容に「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる学術上の素養等を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること、又は、今後当該業務に従事することが見込まれること。

以下ア、イの両方を満たすこと

- | | |
|-----------|---|
| ア 学歴要件 | 日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了に限られる。 |
| イ 日本語能力要件 | 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上を有すること |

幅広い業種・職務に対応できる在留資格。 N1を持っていれば、応募できる仕事は格段に増えることを意味する。 技術・人文知識・国際業務の発給数 ↓、本邦大学卒業初 ↑ の傾向。	雇用契約更新により在留期限上限なし 転職時は在留資格変更申請必要 配偶者・子の帯同可
--	--

Ⅲ 特定技能1号

国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする在留資格です。特定産業分野(12分野) (①介護 ②ビルクリーニング ③素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ④建設 ⑤造船・船用工業 ⑥自動車整備⑦航空 ⑧宿泊 ⑨農業 ⑩漁業 ⑪飲食料品製造業 ⑫外食業)が対象。(特定技能2号もあるが、特定技能1号を5年終えた者が対象のため今回は説明省略)

以下ア～ウの全てを満たすこと

- ア 学歴要件 なし。健康な18歳以上であることが要件。
- イ 日本能力要件 N4以上、又は国際交流基金日本語基礎テスト A2以上。
- ウ 技能要件 各産業分野の試験実施機関が行う技能試験に合格すること。

技能実習生制度の人権問題を解決する意味を持つ在留資格
海外での試験実施により、海外から直入の人材獲得を前提にしているが、国内で技能実習生からの在留資格変更、留学生の受け皿ともなる。
「登録支援機関」が支援計画を作成して就労外国人の生活のサポートをする必要があり、求人も「登録支援機関」となっている会社から出る。
大学中退者、N3以下の学生も可。

在留期限は最長5年
転職可、分野により技能試験受け直し
配偶者・子の帯同不可

◎卒業後に日本で就職活動をするための在留資格 ＝ 特定活動(継続就職活動)

卒業までに就職が決まらなかった場合、留学ビザのまま就職活動はできません。卒業・修了後も引き続き就職活動を行う場合、在留資格を「留学」から「特定活動(継続就職活動)」に変更する必要があります。別科・交換留学の学生は本在留資格の対象とはなりません。
留学ビザ→特定活動(継続就職活動)への在留資格の変更が許可された場合、6か月の特定活動が付与されます。その後、1回だけ延長申請(6か月)をすることができます。最大で卒業後、約1年間日本で就職活動を継続することができます。

3月卒業者・・・6月まで、8月卒業者・・・12月まで、など「留学」での在留期限が在留カードに記載されていることが多いが、卒業式以降は帰国しなくてはならないことになっています。

継続就職活動、というのは在学中に就職活動を行ってたのを継続するということであって、卒業後に就職活動を開始するという者は発給対象になりません。また、冒頭の説明の通り、在留資格は種類により発給の目的があるため、特定活動(継続就職活動)でもって、大学院進学準備、本格的就労等を行う事は不法行為となります。資格外活動を申請することで週28までのアルバイトは可能です。

特定活動(継続就職活動)発給の要件(以下の全てをもって出入国在留管理庁に申請)

- ①日本の大学・大学院を卒業している…………… 卒業証明書
- ②就職活動継続期間の生活費支弁能力…………… 預金通帳のコピー等
- ③卒業した教育機関からの「推薦状」…………… 学長等から出入国在留管理庁宛
- ④在学中の就職活動の実績が証明できる…………… 企業からの通知メール等と就職活動の経緯一覧表。
- ⑤適切な就職活動をしている…………… アルバイト就活ではない。在留資格取得が可能な就活をしている。
- ⑥有効なパスポート
- ⑦有効な在留カード…………… 期限切れでは絶対に受理されない。退去命令。
卒業後に転居の場合は、市役所等で新住所を裏書きしてあるもの。

本学の推薦状発行のためのルール

在学中に5社以上との「面接」を行ったことが証明できる資料(企業からのメール等)、それをまとめた「就職活動の経緯」の提出。
求人検索、説明会参加、エントリー、応募のみの行動ではなく、適切な就職活動を行うために就職センターや、ハローワーク、就職エージェント等を利用し積極的に行動することを求めている。

推薦状発行のルールは各教育機関が設定して良いことになっている。卒業生に全く推薦状を発行しない、ハローワーク求職登録のみでも可とする等、幅があるが、本学ルールは入管協会に相談し「妥当」との判断を受けた。
適切な就職活動を行っているか、は上記④を審査して判断している。

※本資料に記載した在留資格は、全て現在在留期間が有効な在留資格を持った者が、日本国内で「在留資格の変更申請」を行うものであって、在留期限が切れた者、国外にいる者が行うことはできません。